

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に係る農業大学校研修部事業の開催基準等

R3. 4. 22改 農村振興課・農大研修部

【開催に関する基準】

- 集合を伴う研修は、開催日の1週間前に開催の是非を判断する。
- 長野県新型コロナウイルス感染警戒レベル（県感染レベル）が5以上になった場合は、集合を伴う研修会は開催しない。
また、県警戒レベル3～4の場合、農ある暮らし入門事業は開催しない。
なお、新規就農里親集合研修及び農作業安全推進研修は、延期をを基本とする。

【参加者に関する基準】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域在住者及び2週間以内の往来者（同居者を含む）の参加は見合わせる。
- 県警戒レベル5以上の地域在住者の集合研修への参加は、原則見合わせる。
なお、新規就農里親集合研修への参加を見合わせた場合については、代替え措置などを検討する。

○研修の実施にあたっては、検温の実施、マスクの着用、3密の回避等基本的な感染予防対策を徹底する。

○研修館に宿泊を伴う場合は、1人1部屋、夫婦は1部屋使用とし、満室をもって（研修館利用の）募集を打ち切る。

○農ある暮らし入門研修in南信州は、開催の是非等。南信州地域振興局長の判断による。

○農業大学校長が判断する場合は、この限りではない。

○本基準等に記載のない事項については、農村振興課と農業大学校の協議により決定する。

研修開催地域のレベル別、研修参加者地域のレベル別対応方針

区分	対象者	研修開催地域のレベル別対応 ^{※1}					研修参加者地域のレベル別対応			
		県内	県外	レベル1～2	レベル3～4	レベル5～6	レベル1～4	レベル5～6	県外感染拡大地域等 ^{※2}	
農業大学校研修事業	新規就農体験研修	新規就農希望者	○	○	○	○	×	○	×	×
	新規就農里親前基礎研修	新規就農者	○	○	○	○	○	※3		—
	新規就農里親研修	新規就農者	○	×	○	○	○	※3		—
	新規就農里親集合研修	新規就農者	○	×	○	○	延期	○	△ 代替措置検討	—
	農業機械利用技能研修 (大特・けん引) 【機械免許取得】	学生、研修生、 農業後継者、 女性農業者など	○	×	○	○	×	○	△ 県農大、ハケ 岳実践のみ	—
	農業機械利用技術向上研修 【機械技能向上】	農業後継者、 女性農業者など	○	×	○	○	×	○	×	—
	農作業安全推進研修	農業後継者、 女性農業者など	○	×	○	○	延期	○	×	—
農ある暮らし応援事業	農ある暮らし入門研修	移住希望者、 定年帰農者など	○	○	○	×	×	○	×	×
	農ある暮らし入門研修in南信州	移住希望者、 定年帰農者など	○	○	○	×	×	○	×	×
	児童等農業体験	児童など	○	×	○	×	×	○	×	—

※1 「レベル」とは、県感染警戒レベル1～6。1：平常時 2：注意報 3：警報 4：特別警報Ⅰ 5：特別警報Ⅱ 6：緊急事態宣言

※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域等（県HP参照）との往来後14日の者

※3 原則として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域等」（県HP参照）との往来はしない。